

国際公会計基準審議会（IPSASB）会議報告

2024 年 12 月 10 日～13 日 サウジアラビア・リヤド会議

IPSASB テクニカル・アドバイザー 公認会計士 齋谷 竹生

本報告記事の目次と決定事項の概略

番号	議題（リンク）	会議前までの状況	今回会議での討議・決定事項	頁
1	全般的事項	—	2024 年 9 月の議事録を承認した。	3
2	事務局長による作業計画報告	—	—	3
3	IFRIC との整合性確保—狭い範囲の修正	ED 第 89 号に寄せられたコメントの検討を行った。	最終文書を承認した。	4
4	重要性の判断の行使	—	プロジェクト概要書を検討した。	5
5	GFSM2014 との整合性の強化	—	プロジェクト概要書を検討した。	6
6	事例報告	—	—	6
7	財務諸表の表示	CP 草稿の作成に向け、全般的な事項と、財政状態計算書に関する論点を検討した。	収益と費用に関する論点を検討した。	6
8	公共財政の再考	—	PFM の実効性を高めるための改善点を検討した。	8
9	2025 年以降の方向性	—	2025 年に作業計画中間コンサルテーションを実施する。	8
10	サステナビリティ報告	—	次に取り組むプロジェクトの候補について議論した。	8
11	メンテナンス活動	PIR の要綱の作成に向けて、主要な論点について意見交換を行った。	適用パネルと PIR について、それぞれのプロセスを検討した。	10
12	要綱の改訂	—	要綱の修正案について議論した。	10
13	ハンドブック	—	2024 年版ハンドブックに関する説明。	10
—	参考情報その 1			11
			<ul style="list-style-type: none"> 現中計期間（2024～2028 年）に公表済みの基準書等（原文と日本語解説記事） IPSAS と日本の政府会計の比較研究 基準書の日本語訳 	

IPSASB 2024 年 12 月会議報告記事

番号	議題（リンク）	会議前までの状況	今回会議での討議・決定事項	頁
	<ul style="list-style-type: none"> • コンサルテーション文書・公開草案と、その解説記事、提出コメントレター • 過去の IPSASB 会議の報告記事 • IPSASB のボードメンバー 一覧 			
ー	参考情報その 2 各プロジェクトの前回会議までの報告記事まとめ			15

(略称) IPSAS (International Public Sector Accounting Standard) : 国際公会計基準

RPG (Recommended Practice Guideline) : 推奨実務ガイドライン

IFRS (International Financial Reporting Standard) : 国際財務報告基準

ED (Exposure Draft) : 公開草案

CP (Consultation Paper) : コンサルテーション・ペーパー

(注)

本稿は、IPSASB の 2024 年 12 月会議アジェンダ・ペーパー（議題文書）の番号順（上表「番号」）に並べている。「会計・監査ジャーナル」2025 年 4 月号の掲載記事とは構成が異なる場合がある。

今回から、個々の議題について、IPSASB としての決定事項と、事務局への指示事項を、それぞれ枠内に表記している。決定事項と指示事項は、次回以降の会議のアジェンダ・ペーパーの冒頭に、審議の履歴として表記される。

IPSASB 会議のアジェンダ・ペーパー及びプレゼンテーション資料等は、IPSASB ウェブサイト (<https://www.ipsasb.org/meetings>) から入手できる。詳しくは原文資料を参照されたい。また、本稿末尾の「参考情報その 1」に、IPSASB 関連の公表文書、解説記事、翻訳等へのリンク、ボードメンバー一覧等の資料をまとめているので参照されたい。

1. 全般的事項

2024 年 12 月の IPSASB 会議は、2024 年 12 月 10 日～13 日に、サウジアラビアのリヤドにて開催された¹。参加者は、18 名のボードメンバー（以下、メンバー）をはじめ、テクニカル・アドバイザー（以下、TA）、招待オブザーバー及びスタッフを合わせて 43 名であった。

今回の IPSASB 会議では、以下の文書が承認された。

承認	「IPSAS の修正：特定の IFRIC 解釈指針」	本稿 3. を参照
----	----------------------------	-----------

本稿は会議の議題と決定事項の報告であり、上記文書の詳細は解説していない。公表後に解説記事を別途掲載するのでそちらを参照されたい。

サウジアラビア財務省の H.E. Abdulaziz AlFuraih 氏が歓迎スピーチを行った。

2024 年 9 月会議の議事録案（非公開）について、異論なく承認した。

12 月 9 日に開催された IPSASB 諮問助言グループ（CAG）における議論の内容を CAG 議長が報告した。

2. 事務局長による作業計画報告

(1) 事務局長からの連絡事項

- 作業計画に 2025 年の「作業計画中間コンサルテーション」を追加する。
- 作業計画に、メンテナンス活動の「適用グループ」と「適用後レビュー」を追加する。
- 2024 年 2 月に仮予定していたオンライン会議は開催しない。
- 2024 年 3 月と 4 月の会議は、サステナビリティ報告基準公開草案第 1 号「気候関連開示」に寄せられたコメントに関する検討を行う予定であり、注目すべき会議となる。

(2) プロジェクトの進捗等（2024 年～2028 年の現中期計画期間）：2025 年 1 月 31 日時点

最終文書の承認予定が早い順に掲載。

濃い灰色：プロジェクト完了又は公開終了。

灰色：承認済かつ公表前。又は承認済かつコメントレター募集期間中。

無色：承認前。

プロジェクト	CP 承認	ED 承認	最終文書	
			承認	公表
IPSAS の改善 2023	—	2023/10 ED85	2024/03	2024/04
戦略及び作業計画 次期中期計画の策定	2023/09	—	2024/09	2024/10
リース・フェーズ 2	2020/12	2022/12 ED84	2024/06	2024/10

¹ 会議の動画は YouTube で公開されており、無償で視聴できる。

プロジェクト	CP 承認	ED 承認	最終文書	
			承認	公表
公的部門特有のリースに関する規定の追加	(RFI)	2024/03 ED88		
鉱山関連のガイダンス（天然資源） IFRS6 に対応する IPSAS を開発	2022/03	2023/12 ED86	2024/09	2024/11 IPSAS50
IFRIC20 に対応する適用指針を開発		2023/12 ED87	2024/09	2024/11
IFRIC アラインメントー狭い範囲の修正 IFRIC 解釈指針の取り込み	—	2024/03 ED89	2024/12	2025/01
測定・フェーズ 2 現在操業価値の各基準書への適用	—	2024/06 ED90	2025/06	
IPSAS 第 33 号の改訂 トピック別に内容を整理し使いやすくする	—	2024/06 ED91	2025/06	
気候関連開示 IFRS-S2 を公的部門用に修正	2022/03	2024/09 ED SRS 1	2025/12	
天然資源 天然資源の認識・測定・表示の基準書	2022/03	2024/09 ED92	2025/12	
財務諸表の表示 IASB の進展等を検討	2025/09	未定	未定	

本稿後半の「[参考情報その 1](#)」に IPSASB 関連の記事、翻訳等へのリンクをまとめているので、必要に応じて参照されたい。

3. IFRIC との整合性確保：狭い範囲の修正（アジェンダ 3）

(1) プロジェクトの説明と、これまでの進展

本プロジェクトは、現行の IFRIC 解釈指針又は SIC 解釈指針のうち IPSASB では未検討のものをレビューし、それらが公的部門にも適用可能であり、IPSAS に取り込むことが可能かどうかを検討することを目的としている。

2024 年 3 月会議で公開草案第 89 号「IFRIC 解釈指針を考慮した修正」²（以下、ED 第 89 号という。）を承認し、同年 4 月に公表した。その後、2024 年 9 月会議で ED 第 89 号に寄せられたコメントの検討を行った。

これまでの会議の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その 2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

(2) 最終文書草稿の修正内容（3.2.1）

事務局は 2024 年 9 月会議の議論に基づいた最終文書草稿の修正内容を説明した。また、2024 年 9 月会議の決定により、ED 第 89 号パート 5 で提案していた IFRIC 第 21 号「賦課金」に基づく修

² [公開草案第 89 号「IFRIC 解釈指針を考慮した修正」の解説記事](#)

正案を最終文書草稿から削除した件について、IASB における IFRIC 第 21 号に関する議論の最新の動向を説明した。

この説明について、メンバーからは特にコメントはなかった。

(3) 最終文書の承認 (3.2.2)

最終文書「IPSAS の修正：特定の IFRIC 解釈指針」について評決を行い、18 名全員の賛成で承認した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 最終文書「IPSAS の修正：特定の IFRIC 解釈指針」を承認した。 2026 年 1 月 1 日を発効日とする。
------	--

4. 重要性の判断の行使 (アジェンダ 4)

(1) 目的

このプロジェクト案は、IFRS 実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」に基づくガイダンスを IPSAS に取り込むことにより、IPSAS 財務諸表を作成する主体が、重要性の判断を行う際に役立つようにすることを目的としている。

(2) プロジェクトの背景 (4.2.1)

事務局は、本プロジェクトの予備調査の成果と、プロジェクトの範囲案を説明した。また、プロジェクト概要書の草稿についても説明した。その後の質疑を経て、本プロジェクトは 3 段階に分けて実施することが決定された。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 本プロジェクトは次の 3 段階で実施する。プロジェクト概要書の記載をその旨、修正する。 <ol style="list-style-type: none"> IPSASB の財務報告ガイダンスにおける「重要性」の用語定義の一貫性について調査する。 IFRS 実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」に基づいた財務報告用のガイダンスを開発する。 IPSASB SRS に基づくサステナビリティ報告書を作成する際の重要性の判断の行使に関するガイダンスを開発する。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> 上記の 3 段階のアプローチについて、関係者へのコミュニケーションの方法を検討する。 IFRS 実務記述書第 2 号に基づく「規範性のない」ガイダンスを、現行の IPSAS の中で定めるべきなのか、分析する。 狭い範囲のプロジェクトという前提を守りつつ、重要性の判断を行使する際の認識と測定に関し、公的部門用の設例の可否を検討する。

5. IPSAS と GFSM2014 の関係の強化（アジェンダ 5）

(1) 目的

このプロジェクト案は、会計方針の選択に関する IPSAS のガイダンスを、IMF が公表している政府財政統計マニュアル（GFSM）2014 に整合させることを目的としている。

(2) プロジェクト概要書の検討（5.2.1）

事務局は、プロジェクト概要書の草稿について説明した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> • 「IPSAS と GFSM のリンクを強化する」ことが本プロジェクトの目的である。 • 次の 2 段階で実施することを「プロジェクト概要書」に記載する。 <ol style="list-style-type: none"> 1. IPSAS と GFSM2014 に既に整合性が保たれている分野、又は IPSAS に GFSM2014 との整合性を保つことができる選択肢が存在している分野を明確にする。 2. GFSM2014 の改訂プロセスにおける、IPSAS と GFSM2014 の間で整合性を増加させられる機会を識別する。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> • IPSAS と GFSM の整合性ダッシュボードを新しく作る。 • IPSAS 第 22 号に対する適用ガイダンスの追加案と、個々の IPSAS に追加する「GFS との比較」案を作成する。

6. 事例報告（アジェンダ 6）

サウジアラビアの IPSAS 導入事例について、IPSASB メンバーの Abdullah Al-Mehthil 氏を含むサウジアラビア政府担当者によるプレゼンテーションと質疑応答が行われた。

7. 財務諸表の表示（アジェンダ 7）

(1) プロジェクトの説明と、これまでの進展

本プロジェクトは、アカウントビリティと意思決定に役立つように、IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」に代わる新しい IPSAS を開発することで、より良い財務情報のコミュニケーションを行えるようにすることを目的としている。

本プロジェクトは現在、コンサルテーション・ペーパー（以下、CP という）と、当該 CP に含まれる例示目的の公開草案（以下、IED という）の開発に向けた検討を行っている。これまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その 2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

(2) プロジェクトの全体像と次のステップ（7.2.1）

事務局がプロジェクトの全体像と、進捗状況を説明した。CP の承認は 2025 年 9 月会議を予定しているので、今回を含めて四回の会議で CP と IED を完成させる必要がある。

(3) 財務業績計算書における区分 (7.2.2)

事務局は、次の事項を提案した。

- 財務業績計算書上で、収益と費用を区分表示することを求める。そうすることで、財務諸表の利用者は財務業績情報をより理解でき分析できる。
- IFRS 第 18 号とその表示区分に整合させる。そうすることで、公的部門の主体が各区分の目的、意図、構成を理解できるようにする。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> • 収益項目と費用項目を「余剰又は欠損」に区分することが概念上は有用である。そうすることで、財務諸表の利用者が財務業績情報を理解し、分析し、比較できるようになる。 • 財務情報の主な利用者は様々であり、公的部門の主体の財務情報の比較可能性にも主な利用者次第で様々なニーズがある。この IPSASB の見解を CP で説明すること。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> • 報告主体とその利用者の例、及び表示の要求事項の考え方を検討し、公的部門の財務業績報告書に区分を導入する方法について熟慮する。

(4) 財務業績計算書における合計と小計 (7.2.3)

事務局は、次の事項を提案した。

- 財務業績計算書上で、「余剰又は欠損」の合計を表示することを求める。IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」で要求されている内容と同様である。これは主体の全体的な財務業績を示す有用な指標であり、IFRS 第 18 号とも整合している。
- 「事業余剰又は欠損 (operating surplus or deficit)」と、「財務前余剰又は欠損 (surplus or deficit before financing)」の二つの新しい小計を定義し表示することを求める。IFRS 第 18 号に基づき、公的部門用の調整を加えたものになる。
- IFRS 第 18 号と同様に、一定の要件を満たす場合には小計を主体の任意で追加することを認める。

この議題については、前項の決定事項に記載した「余剰又は欠損」の区分表示を除き、否定的な意見もあり、結論はまとまらなかった。

(5) ブレークアウト・セッション (7.2.4)

IPSASB のボードメンバー、テクニカル・アドバイザー、オブザーバーが参加して、約 10 名ずつの小グループに分かれてブレークアウト・セッションが行われた。終了後、各グループの代表が発表を行い、その内容に基づいて事務局への指示が下された。

議題は次の 2 項目であった。

- 議題 A : 財務諸表の「余剰又は欠損」外に認識される収益・費用について、透明性を向上させるとともに、コミュニケーションを改善する必要があるか。
- 議題 B : 議題 A に同意する場合、当該収益・費用の配置と、定義をどうすべきか。

<p>事務局への指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> • IASB がどの収益・費用項目を損益外で認識するかを決定した方法を確認する。当該決定は、IPSASB の「余剰又は欠損」外で認識される収益・費用項目に関する決定の基礎となったからである。 • 次の(A)(B)について、それぞれの利点と欠点を評価する。 <ul style="list-style-type: none"> (A) コミュニケーションを改善するために、IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」の要求事項を強化して維持すること、及び (B) 透明性を高め、コミュニケーションを改善するために、「余剰又は欠損」外の収益・費用を説明するために提案された用語を使用して、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」の要求事項に合わせる。
----------------	--

8. 公共財政の再考（アジェンダ 8）

世界銀行は現在、公共財政管理（PFM）の実効性を高めるための見直しプロジェクト（Reimagining Public Finance initiative）を行っている。世界銀行のシニア・ガバメント・スペシャリストである Richard Sutherland 氏と、シニア・財務管理スペシャリストである Dmitri Gourfinkel 氏による当該プロジェクトのプレゼンテーションと質疑応答が行われた。

その後、IPSASB のボードメンバー、テクニカル・アドバイザー、オブザーバーが「財務諸表の表示」と同様に小グループに分かれて、公共財政の役割、改革、PFM の新しい管理方法に関する意見を出し合った。

9. 2024 年～2028 年の戦略：2025 年以降の方向性（アジェンダ 9）

IPSASB は 2024 年 9 月会議で「戦略及び作業計画 2024-2028」を承認し、同年 10 月に公表している。IPSASB 事務局長の Ross Smith 氏は、2025 年の作業計画における優先事項を概説し、2025 年に開催予定の公的部門基準設定主体フォーラムと、作業計画に関する中間コンサルテーションの実施時期を説明した。

また、次期 IPSASB 議長の選考手続きの進捗状況についても最新情報を説明した。

10. サステナビリティ報告：調査研究と範囲設定（アジェンダ 10）

(1) 公的部門のサステナビリティ報告の推進一次のステップ（10.2.1）

IPSASB は 2022 年 12 月にコンサルテーション・ペーパー「公的部門のサステナビリティ報告の推進」（以下、CP という）を公表した。当該 CP に対して寄せられたコメントに基づき、現在はサステナビリティ報告基準「気候関連開示」の開発プロジェクトが進行中である。

事務局は CP の内容の振り返りと、「気候関連開示」の次に取り組むべきプロジェクト候補の概説を行った。

(2) IPSASB の概念フレームワークと、サステナビリティ報告における IPSASB の役割 (10.2.2)

事務局は、今後のサステナビリティ報告プロジェクトに関する調査研究と範囲設定を議論する際の基礎知識として、公的部門のサステナビリティ報告の推進において IPSASB が果たす役割について、IPSASB の概念フレームワークを引き合いに出しつつ概説した。

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> RPG や IPSASB SRS などの、IPSASB の別々のガイダンスの相関関係を明確にすることにより、一般目的財務報告書 (GPFR) の潜在的な範囲に関する理解にばらつきが生じないようにする。
---------	--

(3) RPG 第 1 号と RPG 第 3 号に基づく強制力のあるガイダンスの開発 (10.2.3)

事務局は、RPG 第 1 号「主体の財政の長期持続可能性に関する報告」と RPG 第 3 号「サービス業績情報の報告」に基づいて、サステナビリティ報告に関する強制力のあるガイダンスを開発するプロジェクト案について概説した。

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> 「主体の財政の長期持続可能性報告」と「サービス業績情報の報告」に基づくサステナビリティ報告基準 (SRS) の開発に向けて調査研究を継続し、幅広いサステナビリティ報告につなげられる可能性について、さらなる探求を行う。
---------	--

(4) 全般的なサステナビリティ関連の開示 (10.2.4)

事務局は、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」に基づく全般的なサステナビリティ関連の開示基準を開発するプロジェクト案について概説した。

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> IFRS 第 1 号に基づく SRS と、RPG 第 1 号・RPG 第 3 号に基づく SRS が重複する可能性のある部分を検討する。 全般的なサステナビリティ関連のガイダンスの開発に関する調査研究と範囲設定を行う前に、SRS ED 第 1 号「気候関連開示」に寄せられたコメントを分析する。
---------	--

(5) 自然関連の開示 (10.2.5)

事務局は、天然資源やより幅広い自然に関するガイダンスを開発するプロジェクト案について概説した。前述した RPG 第 1 号・第 3 号や、IFRS S1 号に基づくガイダンスに比べると、実行上の難易度が高いプロジェクトとなることが想定されている。

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> 他の基準設定主体における自然関連開示基準の開発をモニタリングし、議論に参加すること。
---------	--

	<ul style="list-style-type: none"> 自然関連開示のプロジェクトに関する調査研究と範囲設定を行う前に、ED 第 92 号「有形天然資源」に寄せられたコメントを分析し、公的部門の自然関連開示の複雑性と緊急性のバランスを考慮する。
--	--

(6) ブレークアウト・セッション (10.2.6)

10.2.2～10.2.5 で上述した内容と重複するが、新プロジェクトの候補について、以下の事項を小グループに分かれて議論した。

- プロジェクトの優先順位付けの四つの規準、
- 各プロジェクト候補の採択メリットと、想定される課題、必要な追加調査
- RPG 第 1 号と RPG 第 3 号に基づく新プロジェクト候補
- IFRS S1 号に基づく新プロジェクト候補
- 自然関連開示に関する新プロジェクト候補

11. メンテナンス活動 (アジェンダ 11)

事務局が適用後レビュー (PIR) と、IPSASB 適用パネルのそれぞれの実務的な手続書案について説明した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> IPSASB 適用パネルを、「IPSASB 適用グループ」に改称する。 適用後レビューのプロセスと、IPSASB 適用グループを、双方とも 2025 年中に立ち上げる。 事務局への指示 (下記) が適切に対応されることを条件として、適用後レビューと IPSASB 適用グループの実務的な手続書を確定する。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> 適用後レビューのプロセスと、IPSASB 適用グループの実務的な手続書に関するメンバーからのコメントに対応する。 適用後レビューと IPSASB 適用グループの実務的な手続書に、3 年間の見直し条項を追加する。 各グループの構成員について、サステナビリティ報告などの具体的なトピックに関して必要な専門家を適宜追加できるようにする。

12. 要綱の改訂 (アジェンダ 12)

事務局は IPSASB の要綱 (Terms of Reference) の改訂案について概説した。主な変更点は、IPSASB の議長の選考委員会の設置、IPSASB SRS ED 第 1 号「気候関連開示」の公表、IFAC 細則と IFAC の商標ガイドラインとの整合性などである。

13. ハンドブック (アジェンダ 13)

2024 年 12 月に「2024 年版ハンドブック」が公表されたことの連絡があった。

以 上

参考情報その1 (2025年1月31日時点)

1. 近年に公表済みの基準書等 (原文と日本語解説記事)
2. IPSAS と日本の政府会計の比較研究
3. 基準書の日本語訳
4. コンサルテーション文書・公開草案と、その解説記事、提出コメントレター
5. 過去の IPSASB 会議の報告記事
6. IPSASB のボードメンバー

個別の記事・文書等へのリンクが無効となっている場合には、以下を確認されたい。

公表文書の原文	IPSASB のウェブサイト	リンク
文書の日本語訳	日本公認会計士協会のウェブサイトの「専門情報」から「翻訳」	リンク
解説記事	同じく「専門情報」から「国際動向紹介」	リンク
提出コメントレター	同じく「専門情報」から「専門情報一覧」	リンク

1. 近年に公表済みの基準書・改訂文書等 (原文と日本語解説記事)

基準書等	公表年月	原文	解説記事
「サステナビリティ・プログラム情報の報告—RPG 第1号及び第3号の修正：強制力のないガイダンスの追加」	2023/05	リンク	リンク
概念フレームワークの改訂：第7章「財務諸表における資産及び負債の測定」	2023/05	リンク	リンク
概念フレームワークの改訂：第5章「財務諸表の構成要素」	2023/05	リンク	
概念フレームワークの改訂：第3章「質的特性」	2023/10	リンク	
IPSAS 第45号「有形固定資産」	2023/05	リンク	リンク
IPSAS 第46号「測定」	2023/05	リンク	リンク
IPSAS 第47号「収益」	2023/05	リンク	リンク
IPSAS 第48号「移転費用」	2023/05	リンク	リンク
IPSAS 第49号「退職給付制度」	2023/11	リンク	リンク
IPSAS の改善 2023	2024/04	リンク	リンク
「戦略及び作業計画 2024-2028」	2024/10	リンク	執筆予定
「コンセッションナリー・リース及び資産に対する権利を譲渡するその他の取決め (IPSAS 第43号、IPSAS 第47号及びIPSAS 第48号の修正)」	2024/10	リンク	執筆予定
IPSAS 第50号「鉱物資源の探査及び評価」	2024/11	リンク	執筆予定
「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト (IPSAS 第12号の修正)」	2024/11	リンク	執筆予定
2024年版ハンドブック	2024/12	リンク	—

参考情報その1

基準書等	公表年月	原文	解説記事
IPSAS の修正：特定の IFRIC 解釈指針	2025/01	リンク	執筆予定

2. IPSAS と日本の政府会計の比較研究

日本公認会計士協会 公会計委員会研究報告第 28 号

「[国の財務書類の課題～国際公会計基準（IPSAS）との比較～](#)」（2022/03）

3. 基準書の日本語訳

基準書等	翻訳公表	日本語訳
公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク（仮訳）	2015/07	リンク
IPSAS 第 40 号 公的部門の結合（2016 年 1 月初公表版）	2018/03	リンク
（2021 年ハンドブック版）	2022/08	リンク
IPSAS 第 1 号 財務諸表の表示		
IPSAS 第 2 号 キャッシュ・フロー計算書		
IPSAS 第 3 号 会計方針、会計上の見積もりの変更及び誤謬		
IPSAS 第 4 号 外国為替レート変動の影響		
IPSAS 第 5 号 借入コスト		
IPSAS 第 9 号 交換取引から生ずる収益		
IPSAS 第 10 号 超インフレ経済下における財務報告		

4. 近年に公表されたコンサルテーション文書・公開草案と、その解説記事、提出コメント

進行中のプロジェクトの文書は、数年前のものも掲載している。

コンサルテーション文書・公開草案等	公表	原文	解説記事	コメント
公開草案第 84 号「コンセッションナリー・リース及び無償取得使用権資産（IPSAS 第 43 号及び IPSAS 第 23 号の修正）」	2023/01	リンク	リンク	リンク
公開草案第 85 号「IPSAS の改善 2023」	2023/10	リンク	リンク	なし
コンサルテーション・ペーパー「戦略及び作業計画 2024-2028」	2023/10	リンク	なし	リンク
公開草案第 86 号「鉱物資源の探査及び評価」及び公開草案第 87 号「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト（IPSAS 第 12 号の修正）」	2024/01	リンク リンク	リンク	リンク
公開草案第 88 号「資産に対する権利を譲渡する取決め（IPSAS 第 47 号及び IPSAS 第 48 号の修正）」	2024/03	リンク	リンク	なし
公開草案第 89 号「IFRIC 解釈指針を考慮した修正」	2024/04	リンク	リンク	なし

参考情報その1

コンサルテーション文書・公開草案等	公表	原文	解説記事	コメント
公開草案第90号「IPSAS第46号「測定」の適用によるIPSASの修正」	2024/08	リンク	リンク	リンク
公開草案第91号「国際公会計基準（IPSAS）の初度適用」の限定的な範囲の改訂」（IPSAS第33号の修正）	2024/08	リンク	リンク	リンク
サステナビリティ報告基準公開草案第1号「気候関連開示」	2024/10	リンク	執筆予定	検討予定
公開草案第92号「有形天然資源」	2024/10	リンク	執筆予定	検討予定

5. 過去のIPSASB会議の報告記事

開催年月	開催国／都市	報告記事
2023/02	バーチャル開催	リンク
2023/03	アメリカ合衆国／ワシントンD.C.	リンク
2023/06	カナダ／トロント	リンク
2023/07	バーチャル開催	リンク
2023/09	スイス／チューリッヒ	リンク
2023/10	バーチャル開催	リンク
2023/12	カナダ／トロント	リンク
2024/03	アメリカ合衆国／ニューヨーク	リンク
2024/05	バーチャル開催	リンク
2024/06	カナダ／トロント	リンク
2024/07	バーチャル開催	リンク
2024/08	バーチャル開催（任意参加・非公開）	なし
2024/09	ベルギー／ブリュッセル	リンク

6. IPSASBのボードメンバー（2024年12月会議時点）

氏名（役職）	出身国	所属等	就任
Ian Carruthers（議長）	イギリス	CIPFA 理事、元財務省	2016※
Luzvi Chatto	フィリピン	監査委員会	2019
Lynn Pamment	イギリス	ジャージー、元 PwC	2019
Patricia Siqueira Varela	ブラジル	サンパウロ大学教授	2020
Scott Showalter	アメリカ	ノースカロライナ大学教授 元 FASAB、元 KPMG	2020
Kamira Sanchez Nicosia	パナマ	EY	2020
小林 麻理	日本	早稲田大学大学院政治学研究科教授 元会計検査院	2021

参考情報その1

氏名（役職）	出身国	所属等	就任
Hervé-Adrien Metzger	フランス	会計検査院	2021
Renée Pichard	カナダ	デロイト、元会計検査院	2021
Abdullah Al-Mehthil	サウジアラビア	財務省	2022
Liang Yang	中国	デロイト	2022
Maik Esser-Müllenbach	ドイツ	会計検査院	2022
Claudia Beier	スイス	スイス・チューリヒ州	2022
Nor Yati Ahmad	マレーシア	財務省	2023
Andrew van der Burgh	南アフリカ	プレトリア大学、ASB、元デロイト	2023
Jona Wala	ケニア	ケニア会計士協会理事	2023
Angela Ryan	ニュージーランド	財務省	2024
Yacouba Traoré	ブルキナファソ	ONECCA-BF 代表	2024

※ Ian Carruthers 議長は3期目（任期が2025年末までに1年延長されている）。

議長以外のボードメンバーの任期は最長で2期6年間（暦年）。

参考情報その2 各プロジェクトの過去の報告記事まとめ

過去の決定事項や事務局への指示事項を、参考情報として以下にまとめる。

[アジェンダ3 IFRIC との整合性確保：狭い範囲の修正](#)

[アジェンダ7 財務諸表の表示](#)

[アジェンダ11 メンテナンス活動](#)

アジェンダ3 IFRIC との整合性確保：狭い範囲の修正（今回の会議の記事は[こちら](#)）

1. ED 第 89 号の開発（2023 年 12 月会議と 2024 年 3 月会議）

ED 第 89 号「IFRIC・SIC 解釈指針に対応する修正」は 2024 年 3 月会議で承認された。

ED 第 89 号の開発の詳細については、2024 年 3 月会議の報告記事³を参照されたい。

ED 第 89 号の内容については、別途公表した解説記事⁴を参照されたい。

2. 最終文書の開発（2024 年 9 月会議）

(1) ED 第 89 号に寄せられたコメントの分析と対応（8.2.1）

ED 第 89 号には SMC（意見募集項目）が二つある。SMC1 は五つの IFRIC 解釈指針（IFRIC 第 1 号、第 5 号、第 7 号、第 14 号、第 21 号）に基づくガイダンスを特定の IPSAS に追加することについて、SMC2 は IFRIC 第 6 号と SIC 第 7 号の二つの文書は IPSAS に取り込まないことについて、それぞれ意見を求めていた。

ED 第 89 号には合計 17 件のコメントレターが寄せられ、ED 第 89 号の提案を支持する意見が圧倒的であった。

(2) SMC1 IFRIC 第 1 号に基づく修正（8.2.2）

ED 第 89 号のパート 1 は、IFRIC 第 1 号「廃棄、原状回復及びそれらに類似する既存の負債の変動」に基づく IPSAS 第 19 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」等の修正について意見を求める内容であった。

事務局は、用語と項番に関する軽微な修正を除き、ED 第 89 号の提案どおりに最終文書に IFRIC 第 1 号の内容を取り込むことを提案した。特に反対意見はなく了承された。

(3) SMC1 IFRIC 第 5 号に基づく修正（8.2.3）

ED 第 89 号のパート 2 は、IFRIC 第 5 号「廃棄、原状回復及び環境再生ファンドから生じる持分に対する権利」に基づく IPSAS 第 19 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の修正について意見を求める内容であった。

³ [2024 年 3 月の IPSASB 会議の報告記事](#)

⁴ [公開草案第 89 号「IFRIC 解釈指針を考慮した修正」の解説記事](#)

事務局は、ED 第 89 号の提案どおりに最終文書に IFRIC 第 5 号の内容を取り込むことを提案した。特に反対意見はなく了承された。

(4) SMC1 IFRIC 第 7 号に基づく修正 (8.2.4)

ED 第 89 号のパート 3 は、IFRIC 第 7 号「IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」に従った修正再表示アプローチの適用」に基づく IPSAS 第 10 号「超インフレ経済下の財務報告」の修正について意見を求める内容であった。

事務局は、ED 第 89 号の提案どおりに最終文書に IFRIC 第 7 号の内容を取り込むことを提案した。ただし、軽微な修正として、ED 第 89 号が付録 A として提案している文書の末尾に A4 項として、「法人所得税の対象となる主体は、開始財政状態計算書に計上する繰延税金の金額について、法人所得税を扱う各国の会計基準又は国際会計基準において関連するガイダンスを見つけることができる」旨の記載を追加することを提案した。特に反対意見はなく了承された。

(5) SMC1 IFRIC 第 14 号に基づく修正 (8.2.5)

ED 第 89 号のパート 4 は、IFRIC 第 14 号「IAS 第 19 号—確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」に基づく IPSAS 第 39 号「従業員給付」の修正について意見を求める内容であった。

事務局は、ED 第 89 号の提案どおりに最終文書に IFRIC 第 14 号の内容を取り込むことを提案した。ただし、軽微な修正として AA9 項の IPSAS 第 1 号の参照個所に基準書の名称「財務諸表の表示」を追記することを提案した。特に反対意見はなく了承された。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ED 第 89 号のパート 1 から 4 で提案した IPSAS 修正案を最終文書に取り入れる。ただし、校正作業を行うことを条件とする。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> 8.2.2、8.2.4、8.2.5 について合意した校正上の修正作業を行った上で、2024 年 12 月会議で IPSASB の承認を受けるため最終文書草稿を提示する。

(6) SMC1 IFRIC 第 21 号に基づく修正 (8.2.6)

ED 第 89 号のパート 5 は、IFRIC 第 21 号「賦課金」に基づく IPSAS 第 19 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の修正について意見を求める内容であった。

17 件のコメントレターのうち 12 件はパート 5 の提案に賛成、3 件が部分的に賛成、1 件が反対、1 件はコメントなしであった。

一部のコメントレターの指摘によると、ED 第 89 号の公表後に、IASB は IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の修正について検討を行い、IAS 第 37 号と改訂概念フレームワークを整合させるための修正を行うことを暫定的に決定している。事務局は、当該コメントを重視し、IASB の動向を分析するため、パート 5 の提案に関する決定を 2024 年 12 月会議まで延期することを提案した。

参考情報その2

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- 2024年12月と期限を切らず、IASBの進展を見極めるべきである。
- IASBの方では概念フレームワークの改訂版との間に矛盾が生じていると聞くが、IPSASBの概念フレームワークとの関係はどうか。→（事務局）同様に矛盾があるので、IASBの検討を確認したうえで、将来的に検討する。
- 結論の根拠セクション（BC）で対応すべき。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> • IASBが現在進行中のプロジェクトにおいてIFRIC第21号「賦課金」の廃止を検討しているため、ED第89号のパート5で提案したIPSASの修正は、最終文書には取り込まない。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> • IFRIC第21号に関するIASBの進展を見守り、2024年12月会議で状況を報告する。 • 上記を踏まえてIFRIC第21号に関するIPSASBの判断を反映するために、「IPSAS-IFRS 整合性ダッシュボード」を適宜更新する。

(7) SMC2 とその他のコメント (8.2.7)

ED第89号のSMC2は、IFRIC第6号「特定市場への参加から生じる負債—電気・電子機器廃棄物」及びSIC第7号「ユーロの導入」に基づくガイダンスをED第89号では提案していないことについて意見を求める内容であった。

事務局は、ED第89号と同様、最終文書にはIFRIC第6号とSIC第7号のガイダンスを含めないことを提案した。また、SIC第7号については、ユーロに限定されない国際的な公的部門についての適用の可能性と、IPSAS第4号「外国為替レートの変動の影響」の適用に関するその他の課題とを合わせて、将来の検討課題とすることを提案した。特に反対意見はなく了承された。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> • IFRIC第6号「特定市場への参加から生じる負債—電気・電子機器廃棄物」及びSIC第7号「ユーロの導入」に基づくガイダンスは、ED第89号で提案したとおり、IPSASには取り込まない。
------	--

アジェンダ7 財務諸表の表示（今回の会議の記事は[こちら](#)）

1. プロジェクト概要書の開発段階（2022年12月～2023年9月）

プロジェクト概要書の開発の詳細については、2024年9月会議以前の報告記事を参照。
ここでは決定事項と事務局への指示事項をまとめて掲載している。

2023年6月会議

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> • 本プロジェクトは、IPSAS 第1号「財務諸表の表示」が扱う財務諸表に焦点を当てるべきである。 • 財務諸表の表示に関する新しいIPSASは、現行のIPSAS 第1号に代わるものとして開発すべきである。 • 本プロジェクトには、コンサルテーション・ペーパーの開発段階を設けるべきである。また、当該コンサルテーション・ペーパーには、説明用の公開草案を含める。 • プロジェクト概要書には、以下の論点を含める。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 概念フレームワークと、財務諸表の表示の整合性 ➢ 予算対実績報告のアカウントビリティの大切さ、及び本プロジェクトとIPSAS 第24号「財務諸表における予算情報の表示」の関係の潜在的な特性や程度 ➢ 政府財政統計との整合性 ➢ IFRSとの整合性の適切な程度。特に次の2項目 <ul style="list-style-type: none"> • IAS 第1号「財務諸表の表示」における「その他の包括利益(OCI)」 • 主要財務諸表プロジェクトで開発中の財務業績計算書の段階利益
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> • IPSABのプロジェクトから学ぶべき点について、プロジェクト概要書で説明する。 • IPSAS 第2号「キャッシュ・フロー計算書」は本プロジェクトの範囲外であるが、IPSAS 第2号に対する修正の可能性についてプロジェクト概要書で説明する。 • IPSAS 第49号（草稿）に含まれる定義に関するメンバーからのコメントを、「適用指針」と「結論の根拠」に反映する。 • IPSAS 第1号の改廃がIPSAS 第24号「財務諸表における予算情報の表示」にどのように影響するのかについて、IPSAS 第24号に関する教育セッションを行う。 • プロジェクト概要書で、アカデミック・アドバイザー・グループが公募中の研究結果に言及する。 • その他のIPSASBの討議内容をプロジェクト概要書に反映・修正し、2023年9月会議で提示する。

2023年9月会議

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト概要書「財務諸表の表示」（草稿）を承認する。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> メンバーが会議中に提起した校正上の指摘をプロジェクト概要書に反映する。

2. 2023年12月会議

(1) 様々な表示アプローチを認める (9.2.1)

事務局は、CPにおいて様々な表示アプローチを認めることを提案した。具体的には、GFSに沿った表示アプローチや、IFRSに沿った表示アプローチを例示することである。

公的部門の主体にとって柔軟性が向上し、財務諸表の利用者にとって、個別の法制度における検討事項に基づいた、より有用な表示を提供することになるとして、様々な表示アプローチを認めることを支持するIPSASBのメンバーが多かった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 本プロジェクトのCPフェーズでは、様々な表示アプローチをIPSASで示すことを探求すべきである。これによって、国・地域の考慮事項に基づいて財務諸表の理解可能性の改善を柔軟に行えるようになることが期待される。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> CPで様々な表示アプローチを探求することについて、フォーカス・グループやラウンドテーブルを通じて利用者の見解と支持を確認する。

(2) CP草稿 第1章：プロジェクトの全体像 (9.2.2)

事務局は、CP草稿の第1章「プロジェクトの全体像」について意見を求めた。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> CP草稿の第1章は、プロジェクトの目的、主要なドライバー、範囲及びプロジェクトを実施する理由を適切に反映している。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> CP草稿の第1章について、IPSASBの議論で生じたコメントを反映して更新する。特に、読みやすくするために第1章全体を短くする。

(3) CP草稿 第2章：財務諸表の目的 (9.2.3)

事務局は、CP草稿の第2章「財務諸表の目的」について意見を求めた。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> CP草稿の第2章は、概念フレームワークに基づいて財務諸表の目的を適切に反映している。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> CP草稿の第2章について、IPSASBの議論で生じたコメントを反映して更新する。特に、読みやすくするために第2章全体を短くする。

(4) 財務諸表の表示 — ブレークアウト・セッションによる議論

今回の会議では、通常のメンバーによる議論のほかに、小グループに分かれてのブレークアウト・セッションが行われ、メンバー、TA、オブザーバー及び事務局が参加して、財務業績計算書における表示区分及び小計並びに経営者の定義する業績指標の導入について意見を出し合った。

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> 今後の CP 開発作業において、今回のブレークアウト・セッション中に参加者から得たフィードバックを考慮する。
---------	--

3. 2024年3月会議

(1) 財務諸表の表示—プロジェクト管理 (12.2.1)

事務局は、プロジェクトのこれまでの進捗について説明した。

(2) 全般的な表示の要求事項—定義 (12.2.2)

事務局は、概念フレームワークの用語定義との一貫性を確保するために、現在 IPSAS 第1号「財務諸表の表示」で示している財務諸表の構成要素の定義を更新することを提案した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 財務諸表の構成要素の定義を、新 IPSAS に含める。 定義案は、2023年10月改訂版の概念フレームワークの、財務諸表の構成要素のセクションと整合させる。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> CP に、概念フレームワークの定義に基づいて財務諸表の構成要素の定義を含める。 負債に関する財務諸表の構成要素の定義案と他の IPSAS の関係について、修正や追加のガイダンスが必要になるかどうかを検討する。

(3) 全般的な表示の要求事項—比較情報の追加 (12.2.3)

事務局は、本プロジェクトに、追加の比較情報について要求事項を導入することを提案した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 過年度に報告した情報が修正再表示によって大きく影響を受ける場合には、比較期間のうち一番早い年度の期首時点の財政状態計算書を開示する要求事項を新 IPSAS に含める。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> CP に、このプロジェクトは「IASB 文書のレビュー及び修正に関する方針書」を適用して開発を行っていることを説明するセクションを設け、IFRS 第18号「財務諸表における表示及び開示」から離脱する公的部門特有の理由に関するフィードバックを求める。

(4) 全般的な表示の要求事項－相殺 (12.2.4)

事務局は、相殺に関する一般的な表示の要求事項を IPSAS 第 1 号から引き継ぐことを提案した

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> IPSAS 第 1 号の現行の相殺規定を引き継ぐ。
------	---

(5) 全般的な表示の要求事項－適正表示と IPSAS 準拠 (12.2.5)

事務局は、「適正表示」と「IPSAS への準拠」に関する一般的な表示の要求事項を IPSAS 第 1 号から引き継ぐことを提案した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 現行の IPSAS 第 1 号における「適正表示」と「IPSAS への準拠」に関する開示規定を引き継ぐ。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> IPSAS への準拠の開示には、追加のガイダンスが必要かどうかを検討する。特に、最新版ではない IPSAS を採用している法域について考慮する。

(6) ブレークアウト・グループ・ディスカッション－余剰・欠損ではない収益費用項目の表示

純資産・持分に直接認識している収益・費用項目について、以下の論点を議論した。

- 現行のアプローチの長所と短所は何か？
- これらの取引が現在表示されている表示箇所と方法について透明性を向上させるニーズがあるか？
- これらの収益・費用項目を IFRS や GFS の表示アプローチと整合させることについて IPSASB はどの程度まで探求すべきか？
- 考慮すべきであるその他の表示アプローチはあるか？

4. 2024 年 6 月会議

(1) コンサルテーション・ペーパーと例示用の公開草案の開発 (8.2.1) 及び 財政状態計算書の表示に関する要求事項 (8.2.2)

事務局は、例示用の公開草案を含むコンサルテーション・ペーパー (CP) の開発の手順と概要を説明した。また、財政状態計算書の表示方法に関して、様々な論点の検討に用いたアプローチを説明した。

メンバーからのコメント

- CP 作成に当たり、何を提供するのかを常に念頭において欲しい。また、IFRS 第 18 号と概念フレームワークのどちらを CP では優先的に扱うのか、ここで明確にすべき。
- 例示目的の ED を作成することは良い考え。公的部門特有の問題として、主体がコントロールできない項目の存在があり、関係者はそこに対処されることを期待している。
- 概念と実務が対立するので、例示目的の ED を作成することに賛成。法域間の比較可能性が必ずしも重要ではない。比較可能性に関して、投資家の需要に立ち返るべき。

(2) 資産と負債の分類 (8.2.3)

事務局は、新 IPSAS の要求事項の開発に当たり、次のアプローチを提案した。

- 財政状態計算書の本表上で資産と負債を分類する一般的な方法として、次の二つの方法を提案する。
 - 流動・非流動分類
 - 金融・非金融分類
- 例外的に、流動性の順番による配列を認める。

この提案によって、公的部門の主体は、主体の特徴、地域性、利用者ニーズなどを考慮した表示目的に合わせて、より柔軟に資産・負債を分類することが可能になる。

メンバーからのコメント

- CAG のメンバーの多くは、流動・非流動、金融・非金融、流動性配列から選択できるようにすることを支持していた。
- 金融・非金融の分類は IFRS 第 18 号にはないが、それをメインにすると、比較可能性に問題が生じるのではないか。メインのアプローチと、サブのアプローチに区分すべき。
- 財務諸表の利用者を念頭に置くことが必要。
- 金融商品は契約上の合意しか扱わないので、金融・非金融の分類にすると範囲が狭い。
- PFM 強化の観点から比較可能性は非常に重要なのでメッセージとして盛り込むべき。
- メインとサブに分けることに賛成。金融と非金融の区分をメインにすると、多くの意図しないリスクが生じるので、現行の流動・非流動をメインにすべき。
- 金融・非金融をメインにすると、CP 段階から大きな議論が生じるので、望ましくない。
- 世界的に、どのアプローチが使われているのか、データは存在するのか。
- 現行アプローチを重視しつつ、他のアプローチにも柔軟性を持たせるべき。
- 金融・非金融アプローチを導入したい主体があるので、検討すべき。
- サービスの提供という行政の役割からは、流動・非流動アプローチが有用。

各メンバーが意見を述べた後、挙手による投票が行われた。オプション 1 は流動・非流動分類を義務付けて、注記による補足情報を提供できるようにする方法で、オプション 2 は流動・非流動分類と金融・非金融分類を選択できるようにする方法である。投票結果は、オプション 1 の支持者が 17 名、オプション 2 の支持者が 1 名となった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> • 財政状態計算書上で資産と負債を分類する一般的な方法として、IPSAS では流動・非流動アプローチを使用すべきである。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> • 流動性配列アプローチを財政状態計算書の表示に使用する方法を維持すべきかどうかを検討する。 • 金融・非金融アプローチを採用するメリットを CP で説明し、IPSASB はそうではなく流動・非流動アプローチを採用した理由を説明する。

(3) 構成と小計 (8.2.4)

事務局は、財政状態計算書の構成と小計を、IFRS 第 18 号「財務諸表の表示及び開示」に整合させることを提案した。例示目的の公開草案 (IED) は、この提案に基づいて作られているが、財政状態計算書の構成や、小計を具体的に定めるものではない。また、現行の IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」の要求事項を実質的に変更するものではない。

メンバーからはコメントはなかった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> • IED では、財政状態計算書の表示構成について、主体が要求される事項は定めない。 • IED では、財政状態計算書における小計を定義すべきではない。
------	---

(4) 資産と負債の表示科目 (8.2.5)

事務局は、「のれん」を追加する以外には、IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」の現行の表示科目を変更しないことを提案した。

メンバーからのコメント

- 新収益基準で定めた移転義務負債と移転権資産が表示項目例に挙がっていない。
- 繰延税金資産・負債は、基準書が無いので表示していない。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> • 財政状態計算書の本表に表示すべき具体的な資産・負債の表示科目の一覧は、IFRS 第 18 号「財務諸表の表示及び開示」に整合させる。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> • IPSAS には、重要な場合には財政状態計算書の本表に表示すべき具体的な資産・負債の表示科目の一覧が掲載されるが、主体は、追加の表示科目を表示して財政状態の有用な概要を示すべきであることを、BC で強調すること。 • 財政状態計算書の本表か注記のどちらかで、未収税金の内訳額を表示すべきであると BC で説明する。

(5) 適用ガイダンス： 財務諸表の例示 (8.2.6)

事務局は、例示目的の公開草案において、資産と負債の分類方法が異なる 3 種類の財政状態計算書を例示することを提案した。

メンバーからのコメント

- 付録の財政状態計算書の表示例がかなり詳細で規則主義的な印象を受ける。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> • 規範性のない適用ガイダンスのセクションに、流動・非流動分類に基づく財政状態計算書の例を含めるべき。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> • 財政状態計算書の設例の草稿を再検討し、規則主義的ではなく原則主義的に見えるようにする。個々の表示科目は報告主体に関連性があり

	重要でない場合には財政状態計算書の本表上に表示する必要はないことを明確にする。
--	---

(6) 例示目的の公開草案の開発 (8.2.7)

事務局が、例示目的の公開草案 (IED) の作成方法と様式について説明した。

(7) 例示目的の公開草案—目的 (8.2.8)

事務局は、IED の「目的」のパラグラフを IFRS 第 18 号と整合させるとともに、IPSASB の概念フレームワークとの整合性もはかることを提案した。

メンバーからは特にコメントはなかった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 提案された目的のパラグラフを IED に含める。
-------------	--

(8) 例示目的の公開草案—範囲 (8.2.9)

事務局は、範囲のパラグラフを IFRS 第 18 号と整合させるとともに、公的部門の特色を反映させることを提案した。また、IPSAS 第 1 号の範囲のパラグラフのうち、新 IPSAS にも目的適合かつ有用なパラグラフを引き継ぐことを提案した。

メンバーからのコメント

- IED の第 9 項は IFRS 第 18 号の第 7 項に基づいている。このパラグラフが公的部門にも適用されるかについて検討が必要ではないか。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 提案された「範囲」のパラグラフを IED に含める。ただし、第 8 項と第 9 項は削除する。
-------------	---

(9) 例示目的の公開草案—その他の用語定義 (8.2.10)

事務局は、前述したもの以外の用語定義について、IFRS 第 18 号の用語が公的部門用にも適切な場合には使用し、IPSAS 第 1 号の用語定義が適切な場合には引き継ぐことを提案した。

メンバーからのコメント

- 6.2.10 の 6 ページ目の冒頭で営業損益という用語定義を使用している。これは IFRS 第 18 号の定義だが、IPSASB では使用しない。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 提案されたその他の用語定義を IED に含める。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> 予算情報への言及を確認して、IPSAS 第 24 号「財務諸表における予算情報の表示」における表示規定との一貫性を確保する。

(10) 例示目的の公開草案－財務諸表の目的 (8.2.11)

事務局は、財務諸表の目的に関するパラグラフについて、IFRS 第 18 号の記述が公的部門用にも適切な場合には使用し、IPSAS 第 1 号の記述が適切な場合には引き継ぐことを提案した。メンバーからはコメントはなかった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 提案された財務諸表の目的を説明するパラグラフを IED に含める。
------	---

(11) 例示目的の公開草案－財務諸表に関する責任 (8.2.12)

事務局は、財務諸表に関する責任のパラグラフ (IPSAS 第 1 号の第 19 項と第 20 項) について、IPSAS 第 14 号「後発事象」の適用ガイダンスのセクションに移動することを提案した。

メンバーからのコメント

- IPSAS 第 14 号に必要な事項は既に全て記載されており、移動は必要ないと思う。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 財務諸表に関する責任のパラグラフは、IPSAS 第 1 号に現在表示されているのと同様に IED にも引き継ぐ。
------	--

(12) 例示目的の公開草案－主要財務諸表と注記の役割 (8.2.13)

事務局は、主要財務諸表と注記の役割に関するパラグラフを例示目的の公開草案に含めることを提案した。また、当該パラグラフの内容を、IPSASB の概念フレームワーク、及び IFRS 第 18 号と整合させる。

メンバーからのコメント

- IFRS 第 18 号と整合させると、概念フレームワークと矛盾することにならないか。
- 表示する必要がない項目を示すと、原則の重要性が損なわれてしまう恐れがある。
- 適用指針案を見ると、疑問点が解消されるのではないか。
- 表示項目を変更すると監査に何らかの影響があるか？

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 主要財務諸表と注記の役割を説明しているパラグラフ案を IED に含める。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> 財務諸表と注記の役割について、基準書本文を補足する適用指針を確認する。また、IPSAS に準拠した財務諸表で表示する情報の選択について適切なガイダンスが提供されるようにする。

7. 2024 年 9 月会議

(1) CP と IED の開発 (9.2.1)

事務局が本プロジェクトの全体像と進捗について説明した。本プロジェクトは 2025 年 6 月の CP 承認を目指す長期のプロジェクトである。IED の目次を仮置きし、各章 (第 1 章から第 6 章ま

参考情報その2

である)についてステップ1(論点検討)、ステップ2A(IED草稿のレビュー)、ステップ2B(CP草稿のレビュー)、の3段階の作業を行っている。IEDの第1章「新しい表示基準の開発」は、ステップ2Bまで検討が完了している。今回の2024年9月会議では、IEDの第2章「一般的な表示原則」と第3章「財政状態計算書」の範囲について、下表の各ステップの検討を行う。

ステップ1(論点検討)	ステップ2A(IED草稿)	ステップ2B(CP草稿)
財務諸表の一般的な要求事項	財務諸表の一般的な要求事項	
	合算と分解	
	財政状態計算書	財政状態計算書

(2) CP草稿—財政状態計算書(9.2.2)

アジェンダ・ペーパーの9.3.1はCP草稿の一部であり、序章「プロジェクトの概要」、第1章「新しい表示基準の開発」、第3章「財政状態計算書」の3章が含まれている。

うち、序章と第1章については2023年12月の会議で初稿をレビューし、その結果を踏まえて簡潔な内容に修正されている。

今回初めて示された第3章「財政状態計算書」の草稿には、2024年6月の会議における財政状態計算書に関する論点の検討結果が反映され、以下の三つの論点についてIPSASBの見解を示している。

第3章の論点	IPSASBの見解
資産と負債の分類	流動・非流動の分類を採用する。 流動性配列法を例外的に認める。 カナダ等で行われている金融・非金融の分類は認めない。
小計の表示	小計について具体的な規定は定めない。
勘定科目の表示	IPSAS第1号が現在求めている表示科目を引き続き定める。 ただし、「のれん」は他の無形資産とは区分表示する。

事務局はCP草稿の第3章についてメンバーのコメントを求めた。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- ・ 図1の純資産の部の記載がおかしい。
- ・ 図3の記載項目が不足している。
- ・ 第3.16項で財務/非財務アプローチを紹介しているが、他にアプローチがないように読めるのでもっと広範に記載すべき。
- ・ 第3.21項で「現在は資産負債を金融/非金融に分類する普遍的な規準又は定義はない」とあるが、正しくない。金融商品基準から定義できるのではないか。
- ・ 第3.22項の2文目の記載をマイルドにするべき。
- ・ 表3の記載項目が不足している。
- ・ 脚注18の文章については審議済みか。→今後議論する。
- ・ 第3.33項について、小計は柔軟に設けることができるのか。
- ・ 有形天然資源についても資産例として記載すべき。

- 第 3.34 項から 3.37 項で、純負債の表示ができないことが欠点である、と書かれているが、実現は困難だが努力すればできるので記載を変更するべき

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 財政状態計算書に関する CP 草稿の第 3 章は、IPSASB のこれまでの議論を適切に反映している。 CP には、本プロジェクト現段階（フェーズ 1）で IPSASB が検討した主要な各論点について、予備的見解（PV）をその論拠の説明文とともに示すべきである。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> 特定の状況下で第三の財政状態計算書の表示を要求する提案について、CP に SMC を設ける。

(3) 例示目的の公開草案（IED）草稿の開発（9.2.3）

事務局は IED の草稿の開発状況について説明した。

アジェンダ・ペーパーの 9.3.2 は作成中の IED 草稿である。うち、「財務諸表の一般的な要求事項」「合算と分解」「財政状態計算書」の三つのセクションが今回の検討対象である。各セクションは、IPSASB の「IASB 文書に関する方針書」に従い、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」をベースに、IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」の公的部門の主体用の規定を適宜追加する形式で作られている。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> IED は、CP の PV に基づいて、提案された原則と要求事項がどのようになるのかを示すことに重点を置くべきである。「結論の根拠」のセクションは、CP の文章と、関係者のインプットを踏まえた IPSASB の見解に基づいて、本プロジェクトのフェーズ 2 で策定する。
------	--

(4) 例示目的の公開草案（IED）－財務諸表の一般的な要求事項（9.2.4）

IED 草稿の「財務諸表の一般的な要求事項」のセクションについて検討を行った。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- 第 55 項から第 57 項で、報告期間と報告日の記載に一貫性が必要ではないか。
- 第 65 項で、第三の財政状態計算書を要求しているのは現状の実務が変わることを意味するので強調が必要。AG26 項の記載との一貫性も必要。
- AG27 項には公的部門としての記載が欠けている。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 「財務諸表の一般的な要求事項」のセクションは、事務局の提案した文案に基づき、IED へ取り込むべきである。
------	---

(5) 例示目的の公開草案（IED）－合算と分解の原則（9.2.5）

IED 草稿の「合算と分解」の原則に関するセクションについて検討を行った。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- AG35 項で、公的部門の現在価値の記載が2種類ある点が考慮されていない。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 「合算と分解」のセクションは、事務局の提案した文案に基づき、IED へ取り込むべきである。
------	---

(6) 例示目的の公開草案 (IED) – 財政状態計算書 (9.2.6)

IED 草稿の「財政状態計算書」に関するセクションについて検討を行った。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- 第 132 項で、移転費用、移転収益に言及する必要はない。削除した方がよい。
- 第 130 項の表示科目のリストに、IPSAS 第 47 号の収益項目や IPSAS 第 48 号の移転費用項目を追加してはどうか。
- AG103 項の流動性配列法に関する記載で、金融機関の記載が公的部門の主体に置き換わっているがよいのか。
- AG109 項で、流動負債の分類について通常の営業サイクルを採用している場合の記述があるが、政府の負債の場合について掘り下げた記載が欲しい。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 「財政状態計算書」の表示原則に関するセクションは、文案どおりに IED へ取り込むべきである。
------	---

(7) 財政状態計算書 – 流動性配列法 (9.2.7)

事務局は、財政状態計算書の表示方法として、IPSAS 第 1 号や IFRS 第 18 号と同様に、流動性配列法を例外的に認めることを提案した。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- 流動性配列法を維持する提案に賛成。
- 政府全体報告の場合、流動性配列法は非常に効果的な場合がある。
- IFRS と可能な限り整合させるべきである。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 流動性配列法と、財政状態計算書の表示に関する混合表示アプローチは、IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」と整合するように、IED でも保持すべきである。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> CP の第 3 章において、流動性配列法と混合表示アプローチを財務諸表の表示方法として維持する根拠を強調し説明する。

11. メンテナンス活動（今回の会議の記事は[こちら](#)）

(1) 2024年9月会議：適用後レビューのプロジェクトの説明

IPSASBは「戦略及び作業計画 2024-2028」（2024年9月会議で承認）で、財務報告に関するリソースの一部を、従来の新基準開発だけでなく、現行基準のメンテナンス活動や、適用後レビュー（PIR）にも振り向けることとしている。

事務局は、IASBが行っているPIRの考え方を参考にすることを提案している。IASBのPIRは二つのフェーズで行われており、フェーズ1では検討対象となる論点の識別、フェーズ2では公開協議や分析の結果等を検討し、報告書やフィードバック文書を作成・公表する。

今回の議論を踏まえ、2024年12月会議ではPIRの手続きについてより詳細な点を詰めて、PIR要綱を定めることを予定している。

メンバーからは要綱の各論点について、様々な意見が出た。それらをまとめた結果が、下記の事務局への指示事項である。

<p>事務局への指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> • PIRの要綱に次の事項を含める。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 基準書の利点とコストを検討する際、また措置が必要かどうかを評価する際には、公益に関する問題の評価を含める。 ➤ 基準書の見直しを開始する適切な時期を決定するために、一連の定性的要件の使用を検討する。 ➤ 重要な又は議論のあるIPSASに焦点を当て、民間部門の要求事項の導入（又は非導入）が適切かどうかの検討を含める。 ➤ ED第91号「発生主義国際公会計基準（IPSAS）の初度適用」の範囲を限定した改訂における基準書のグルーピングをまねた基準書のグルーピングを便宜上行うこととし、理由を明示する。 ➤ CAGの助言、ラウンドテーブルにおける非公式なフィードバック、及びIPSASBのメンバーによるインプットを、実施すべきレビュー活動の一部として取り入れる。 ➤ IPSASB適用パネルの助言上の役割を明確にする。 ➤ 「基準設定プロジェクト」とは何かを明確にする。
-----------------------	---

以 上